

下記の空き家等について、京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例第19条第1項の規定に基づき、緊急安全措置を実施しましたので、同条例第19条第2項の規定に基づき公告します。

令和元年5月31日

京都市長 門川 大作

1 空き家等に関する事項（登記情報による。）

- (1) 所在地 京都市東山区今熊野宝蔵町17番62
- (2) 建物所有者 菱田 明夫

2 緊急安全措置の内容

- (1) 当該空き家の敷地に存する北側外壁等の撤去
- (2) 当該空き家の敷地に存するアンテナの撤去

3 実施日

- (1) 平成31年3月28日（木）
- (2) 平成31年3月29日（金）

（都市計画局まち再生・創造推進室）